

チャレンジ鹿児島労働局（18年11月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

10月の有効求人倍率は0.61倍と前月を0.03ポイント上回る

鹿児島県の本年10月の有効求人倍率は0.61倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

新規求人は、前年同月に比べ、医療・福祉業（39.8%増）、建設業（16.9%増）、製造業（7.3%増）などが増加し、全体では11.8%の増加となりました。

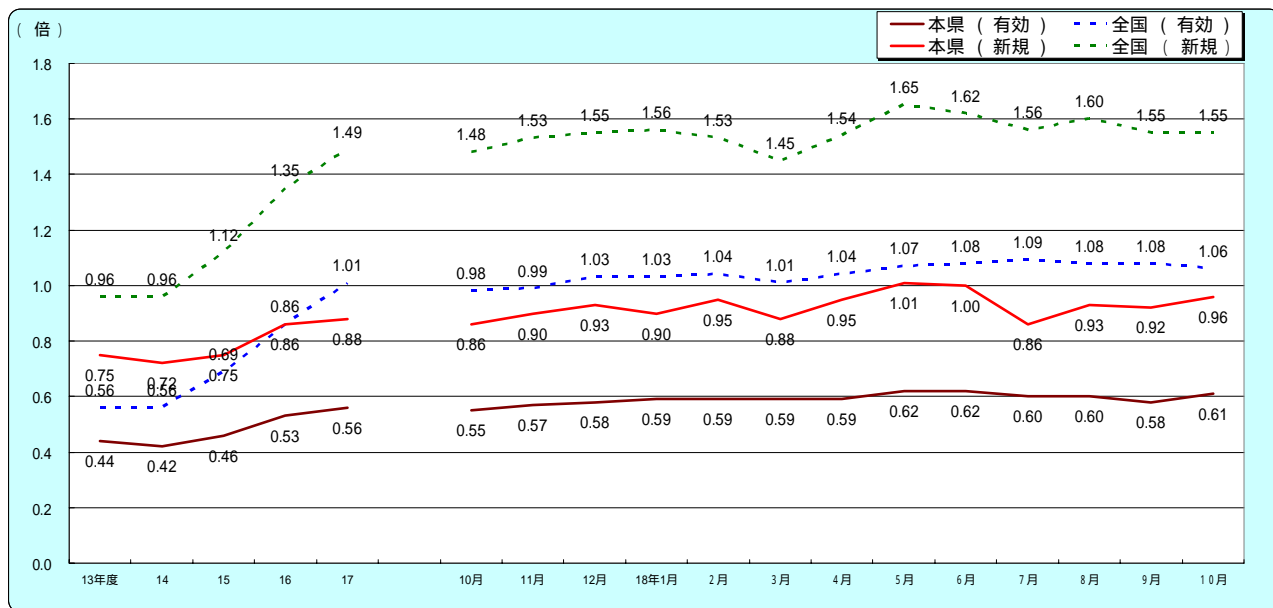
また、新規求職者については、前年同月に比べ在職求職者（5.4%増）などの増加により、全体では3.8%の増加となりました。

なお、ハローワークの紹介による就職件数は前年同月比で10か月連続で増加しています。

今後の雇用失業情勢については、緩やかな改善傾向は続くと思われませんが、より一層の改善を図るため引き続き求人の確保に努めていきたいと考えています。

（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移

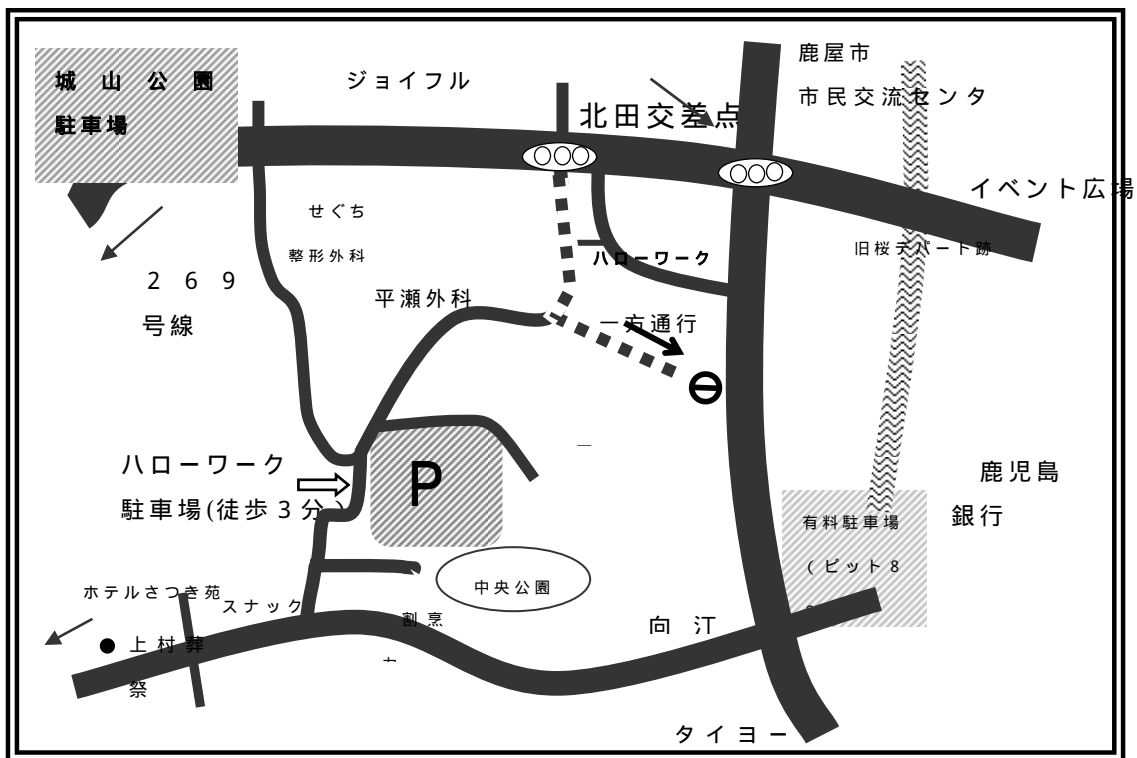


ハローワークかのや(鹿屋公共職業安定所)の移転について

ハローワークかのや(鹿屋公共職業安定所)の管内は、産業構造や高速道路交通網の整備の立ち遅れから、雇用の創出等の改善が低迷している地域となっています。

今般、待合スペースや駐車場の確保など来所者サービスの充実や、鹿児島労働局の組織の再編が行われ管轄地域の拡大や業務の集中化等による職員増員に対応することに加え、鹿屋市が進める中心市街地の活性化に協力するとともに、市、商工団体等と連携を強化し、地域の経済産業・雇用対策を効果的に推進することにより、大隅地域における雇用失業状況の改善を図ることを目的として、鹿屋市が北田交差点の一角に建設を進めている「鹿屋市産業支援センター」の1階に移転し、平成19年2月13日(火曜日)から業務を開始することにいたしました。

(鹿屋公共職業安定所)



『かごしま経済・雇用活性化プログラム利用ガイドブック』

を作成、各市町村や企業へ配付

鹿児島地域雇用戦略会議(事務局：鹿児島労働局)では、雇用格差解消を実現するための行動計画である『かごしま経済・雇用活性化プログラム』(9月26日策定)に盛り込まれた各施策メニューの事業概要等を紹介する「利用ガイドブック」を作成しました。

現在、鹿児島労働局では、各市町村等に対し、プログラムの活用に向けた説明会を開催し、当ガイドブックを配付する等の働きかけを行っています。

(職業安定部職業安定課)

若者のための「企業説明会&就職面接会」を12月22日に

開催

ヤングハローワークかごしま及び鹿児島県若者就職サポートセンターでは、35歳未満の若年者(学生は除く)の就職を支援するため、平成18年12月22日(金)に鹿児島商工会議所(アイム)ビル4階アイムホールにおいて「企業説明会&就職面接会」を開催します。

当日は12時30分に受付開始、13時から企業説明会、14時から就職面接会になります。求職者は、事前予約は不要ですが履歴書及びハローワークカード(ない方は当日受付可)を持参してください。

参加企業は18社程度を見込んでいます。

参加企業については、鹿児島県若者就職サポートセンターのホームページ <http://www.c-work-kagoshima.jp/>で、12月18日からお知らせします。

問合せ先 ヤングハローワークかごしま

(TEL 099-224-3433, FAX 099-224-3250)

(職業安定部職業安定課)

ハローワーク鹿児島で知的障害者の雇用を開始

ハローワーク鹿児島では、11月1日から知的障害者1名の雇用を開始しました。

これまで、公務部門における知的障害者の雇用は極めて少ない状況にありましたが、障害者雇用を進めているハローワークでは、自ら率先して知的障害者を雇用することにより、民間企業はもとより、他の官公庁等の知的障害者雇用への取り組みを促すことで、障害者雇用の拡大を図り、雇用管理等に関するノウハウを蓄積することによって、日頃の職業相談・職業紹介等の業務推進に役立てようとするものです。

従事している業務は、文書類のシュレッダー作業、帳票等へのゴム印押し、

リーフレット類の折り込み作業、求人情報誌の印刷等の作業を行っております。

非常勤職員で雇用期間は1年間としていますが、その後は本人の希望により、民間企業などへの再就職をあっせんすることにしております。

(鹿児島公共職業安定所)

「全国一斉無料相談ダイヤル」九州で2番目の36件の相談

厚生労働省では、「文化の日」と「勤労感謝の日」がある11月を「ゆとり創造月間」と定めています。また、「ゆとり創造月間」である11月を「賃金不払残業キャンペーン月間」と位置づけ、賃金不払残業解消のための啓発月間としています。

こうした中、11月23日の勤労感謝の日に労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を図るために「全国一斉無料相談ダイヤル」を鹿児島労働局においても実施しました。

鹿児島労働局での相談件数は36件(去年は同時期に実施した「労働時間なんでも相談会」と合わせて34件)で、内容(複数の相談含む)は、賃金不払残業28件、長時間労働5件、休日・休暇6件、解雇・退職1件、その他6件で、労働基準監督署と連携が必要なものについては相談者の希望を確認の上、管轄する署に情報提供しました。

九州の各労働局では、福岡局69件、熊本局31件、宮崎局26件などで、鹿児島労働局は九州で2番目に多い件数でした。

鹿児島労働局においては、引き続き、労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を推進することとしています。

(労働基準部監督課)

化学物質等の表示・文書交付制度の改善(労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則等が改正され、平成18年12月1日から施行)

職場では化学物質を取り扱う際に、その危険性又は有害性、適切な取扱い方法等を知らなかったことによる爆発、中毒等の労働災害が依然として発生していますが、このような労働災害を防止するためには、その化学物質の危険性又は有害性の情報が確実に伝達され、その情報を活用して適切な化学物質管理を推進することが重要です。そこで、化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善を図るため、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」に関する国連勧告を踏まえた次のような改正が行われ平成18年12月1日より施行されることとなりました。

労働安全衛生法の改正により、表示事項に取り扱う労働者に注意を喚起す

るための標章（絵表示等）が追加されます。

労働安全衛生法施行令の改正により、表示・文書交付の対象物質を「健康障害を生ずるおそれのある物」だけでなく、「危険を生ずるおそれのある物」に拡大し、表示対象物質として8物質（エチルアミン、過酸化水素、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトログリセリン、ニトロセルローズ、ピクリン酸、1,3-ブタジエン）が、文書交付対象物質として3物質（次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトロセルローズ）が追加されます。

労働安全衛生規則の改正により、表示・文書交付対象物質を含有する混合物の裾切値〔法令上で規定している混合物の濃度下限値〕が変更されると共に、表示すべき事項として、表示する者の電話番号、注意喚起語、安定性及び反応性が、文書交付により通知すべき事項として、表示する者の電話番号、危険性又は有害性の要約、安定性及び反応性、適用される法令、その他参考となる事項が追加されます。

鹿児島労働局、各労働基準監督署では、周知徹底はもとより、関係事業場等において適切な対応がなされるよう指導を行っていくこととしています。

（労働基準部安全衛生課）



12月15日から1月15日は「年末年始無災害運動」

年末年始無災害運動は、年末年始に多発する傾向にある労働災害、交通労働災害等の災害を防止することを目的に、毎年、厚生労働省の後援のもと中央労

働災害防止協会が主唱する運動として続けられ、本年で36回目を迎えます。

本年度の運動標語は

「基本どおりの安全チェック 年末年始も守ります」

です。

趣旨は、「一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるため、年末年始のあわただしい時期にこそ、「安全最優先」の考え方を基本に、あわてず、手を抜かず、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非定常作業における安全確認、交通ルールの徹底等、原点に立ち返ってこれを実施することが必要」であります。

鹿児島労働局においても、事業場における年末年始の労働災害防止徹底が図られるよう本運動についての広報等情報提供と実施期間中の県内労働災害防止団体等が行う災害防止大会等へ支援協力を行うこととしております。

(労働基準部安全衛生課)

「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断」 受付

期間 12月28日(木)まで延長されました

厚生労働省では、過去に石綿作業に従事していたが、一定の所見がない等により石綿に係る健康管理手帳を所持しておらず、かつ当該作業に従事していた事業場の廃業等により石綿健康診断を受診できない労働者に対し、無料で健康診断を実施することとし、全国の特定の健康診断機関で、平成18年11月1日(水)から受け付けを行っていましたが、問い合わせが現在も続いている状況にあることから、

「12月28日(木)まで受付期間を延長」
することといたしました。

なお、年末に申請される方は、健康診断機関の休業日をご確認ください。

対象者

過去に石綿を製造し、又は取り扱う作業に従事して退職した方で、以下の全ての項目を満たしている方。

従事していた作業が特定できること。

初回ばく露から10年以上経過していること。

以前石綿作業に従事していた事業場が廃業や倒産、退職者に対する健康診断を拒否等の理由で石綿健康診断を受診できない状況にあること。

石綿に係る健康管理手帳を所有していないこと。

健康診断機関(問い合わせ先、申請場所も同じ)

* (社)鹿児島県労働基準協会 鹿児島労働衛生センター

(鹿児島市東開町4-96 電話099-267-6292)

* (財)鹿児島県民総合保健センター

(鹿児島市下伊敷3-1-7 電話099-220-2332)

* 申請に際し、上記健診機関から事前に申請書及び問診票を入手し、申請者本人が記入してください。(労働基準部安全衛生課)

改正男女雇用機会均等法説明会の開催

改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日から施行されます。改正法施行までに、各企業において改正法に沿った雇用管理の点検、見直しが図られるよう改正法の内容についてご理解いただくため説明会を開催します。

《鹿児島会場》

日時 平成18年12月12日(火) 13:30～15:30
会場 鹿児島県市町村自治会館 ホール(4F)
定員 400名(事業主、企業の人事労務担当者、労働者等)
内容 説明 「改正男女雇用機会均等法について」
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 均等業務指導室長 鈴木英二郎

《国分会場》

日時 平成18年12月14日(木) 13:30～15:30
会場 鹿児島県人材育成センター 大研修室
定員 100名(事業主、企業の人事労務担当者、労働者等)
内容 説明 「改正男女雇用機会均等法について」他
鹿児島労働局雇用均等室長 他

(参加申込み・お問い合わせは鹿児島労働局雇用均等室まで 099-222-8446)

(雇用均等室)

「次世代育成支援対策推進法」に基づく企業等の認定表示

(認定マーク)の愛称募集について

平成17年4月1日から次世代育成支援対策推進法に基づいて一般事業主行動計画の取り組みを各企業において進めていただいているところですが、その行動計画を策定した旨の届出・実施している企業が、一定の要件を満たす場合は、申請を行うことにより厚生労働大臣の認定を受けることができます。そして、認定を受けた事業主は、その旨を示す「認定マーク」を広告、商品などにつけることができるようになり、認定を受けた企業であることを対外的に示すことができます。このため、平成19年4月から、企業の認定申請が始まることに伴い、認定マークをより多くの方々に知っていただくためにも、わかりやすく、親しみやすい愛称を募集します。応募の概要は別添のとおりです。

(雇用均等室)



交通労働災害防止対策関係機関連絡協議会を11月14日 に開催

11月14日（火）午後、鹿児島労働局会議室において、国土交通省鹿児島運輸局、鹿児島県環境生活部及び警察本部交通部の行政機関と（社）鹿児島県労働基準協会、陸上貨物運送事業及び建設業労働災害防止協会の事業場団体が参加し、鹿児島県内の交通労働災害防止にかかる協議会を開催しました。

協議会では、各行政機関から交通事故発生状況について、事業場団体から傘下関係事業場への取り組み状況についての情報交換とともに、防止対策について協議を行い、これから交通事故が多発する年末年始に向けても各参加機関及び団体を通じての防止対策の徹底を図っていくことを確認しあいました。

なお、鹿児島労働局管内における平成18年10月末の交通死亡労働災害件数は6件発生しており、昨年同期に比べ2件増加、特に運輸交通業で4件（昨年同期1件）発生しています。
（労働基準部安全衛生課）

労働基準監督署長、公共職業安定所長合同会議を11月27 日（月）に開催

11月27日（月）に第2回労働基準監督署長、公共職業安定所長合同会議を開催しました。

会議は、県内の労働基準監督署（5署）、公共職業安定所（出張所を含め13所）の署所長及び鹿児島労働局の各部署の幹部を集め行われました。

会議では、主には、先に行われた全国労働局長会議、全国総務部長会議で本省から指示された事項についての伝達を行い、特に、会計検査院検査結果とその再発防止について万全を期するよう指示を行い、今後の適正な事務処理に遺漏のないよう求めました。

（総務部企画室）



（会議風景）

一般事業主行動計画策定等説明会開催について

11月9日、14日、16日の3回にわたり、平成17年から始まった次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の取り組みを更に進めるために、既に実施している企業及びこれから策定予定の企業を対象に説明会を次世代育成支援対策推進センターの鹿児島県経営者協会及び鹿児島県中小企業団体中央会と共催で開催しました。

雇用均等室より行動計画の策定・届出・実施及び来年より始まる認定申請内容について説明を行い、続いて、男性の育児休業取得者ができるなど企業において行動計画の取り組みをはじめ両立支援に積極的な県内の2企業から事例発表がありました。

株式会社鹿児島銀行人事部中村安久主任調査役からは、企業における女性の積極的活用をはじめ、両立支援策の取り組みへの重要性について、また、鹿児島相互信用金庫人事研修部福添正純課長からは、行動計画策定への準備段階から現在に至るまでの取り組みの状況等についてご発表いただきました。

最後に、参加企業から行動計画の取り組み状況をはじめ、男性の育児休業の取得状況などについて意見交換を行いました。

(雇用均等室)